

四日市市都市総合交通戦略策定準備会 規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、「四日市市都市総合交通戦略策定準備会」（以下「準備会」という）と称する。

（目 的）

第2条 本会は、四日市市における持続可能な交通の実現に向けて、関係者間における相互に連携した取り組みのありかたを議論する場として設置するものであり、もってハード・ソフトの交通施策を総合的・重点的に推進する都市総合交通戦略の策定への道筋を示すことを目的とする。

（組 織）

第3条 準備会は、会長及び委員、事務局で組織する。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員は、学識経験者・地元団体・交通事業者・関係行政機関の職員等をもって組織し、その構成は別表のとおりとする。

4 会長は、準備会を代表し、会務を総括する。

5 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

（会 議）

第4条 会長は、準備会の委員を招集し、会議の議長を務める。

2 準備会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 準備会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。

（事務局）

第5条 準備会の事務局は、四日市市都市整備部都市計画課に置く。

（その他）

第6条 この規約に定めるもののほか、準備会の運営について必要な事項が生じた場合は、別途協議するものとする。

附 則

〔施行期日〕

1 この規約は、平成21年11月6日から施行する。

別 表

四日市市都市総合交通戦略策定準備会委員名簿

【委 員】

(有識者)

名城大学 理工学部建設システム工学科 教授 松本幸正

(事業者)

三重交通(株)

三岐鉄道(株)

NPO 生活バス四日市

近畿日本鉄道(株)

伊勢鉄道(株)

(社)三重県バス協会

(社)三重県旅客自動車協会

(利用者)

四日市商工会議所

四日市市自治会連合会

(行政機関)

三重県警察本部

三重県四日市南警察署

国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所

国土交通省中部運輸局三重運輸支局

三重県政策部 交通政策室

三重県県土整備部 都市政策室

三重県四日市建設事務所

四日市市都市整備部 道路管理課

四日市市都市整備部 道路整備課

四日市市都市整備部 都市計画課